十七　出入国管理及び難民認定法第十九条の十五の四第二項の特定在留カードの返納に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

十八　出入国管理及び難民認定法第十九条の十六から第十九条の十八までの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答　［新設］

十九　出入国管理及び難民認定法第十九条の十六から第十九条の十八までの届出に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

二十　［略］

二十一　［略］

二十二　［略］

二十三　出入国管理及び難民認定法第二十条第四項（同法第二十一条第四項、第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項において準用する場合を含む。）又は第六十一条の二の二第二項の措置に係る在留カードの交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

二十四　出入国管理及び難民認定法第二十五条第一項の出国の確認に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

63　法別表第一の四十の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第四条第一項若しくは第五条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答　［一］［同上］

二　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［二］［同上］

三　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条又は第十六条の三第三項の特別永住者証明書の交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［三］［同上］

四　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十条第一項の住居地の届出に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

五　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十条第二項の新住居地の届出に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

六　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十一条第一項の変更の届出に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

七　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十二条第一項又は第二項の特別永住者証明書の有効期間の更新の申請に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

八　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十三条第一項又は第十四条第一項若しくは第三項の特別永住者証明書の再交付の申請に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］